情報セキュリティ管理運用規程

(2020年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、学校法人C2C Global Education Japan (以下、「本法人」という。)における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、本法人の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** 本規程において使用する用語の定義は、以下の各号の定めるところによる。
 - (1) 情報資産

情報システム並びに情報システムに記録された情報、並びに外部の電磁的記録媒体 に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアからなる情報機器、有線又は無線のネットワーク及び記録媒体等で構成された情報の作成、利用、及び管理のための仕組みのことをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

「情報セキュリティの基本方針」及び「情報セキュリティの対策基準」をいう。

(5) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本法人の諸規程又は法律に違反する事故あるいは事件をいう。

(6) 利用者

本法人役員、本法人就業規則に基づき雇用されている教職員、本法人に在籍する学生、生徒数、及び正当な手続きにより情報システムの利用を認められた者をいう。

(対象範囲)

- 第3条 本規程は、以下の各号に定める情報資産を対象とする。
 - (1) 本法人が所有又は管理する情報システム、及びこれに接続された情報機器
 - (2) 本法人との契約又は協定に基づき提供される情報システム
 - (3) 第1号又は第2号の利用者若しくは利用する本法人の部署、組織が、本法人の教育、研究その他の業務のために作成又は取得した情報で、当該情報システム又は情報機器に記憶させたもの
 - (4) 第1号又は第2号に定める情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務に係る情報で、書面に記載されたもの

第2章 情報セキュリティ管理体制

(最高情報セキュリティ責任者)

第4条 情報セキュリティポリシーに基づく総括的な意思決定及び学内外に対する責任を 負う者として最高情報セキュリティ責任者をおき、理事長がこれを任命する。

(情報基盤センター)

- **第5条** 情報基盤センターは、本法人情報システム並びに情報セキュリティの円滑な運用のための機関としての役割を担う。
- 2 情報基盤センターは情報セキュリティに関し、以下を実施する。
- (1) ポリシー及び全学向け教育の実施ガイドラインの改廃
- (2) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規程、手順の制定と改廃、並びにその計画の実施状況の把握

- (3) 情報セキュリティ監査に係る手順の制定と改廃、並びにその実施
- (4) 情報システム非常時行動計画の制定及び改廃、並びにその実施
- (5) 情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討及び実施
- (6) CSIRT の設置と運用

(情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)

第6条 最高情報セキュリティ責任者は、CSIRT を中心に、情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備するとともに、必要な措置を講じなければならない。

第3章 情報資産の利用

(情報資産の利用)

第7条 情報の利用は利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

第4章 情報セキュリティの維持

(情報システムの情報セキュリティの維持及び向上)

第8条 本法人が所有若しくは管理する情報システムに関わるハードウェア、ファームウェア、及びソフトウェアの設置、運用、更改、廃棄は別に定める対策実施手順に基づきこれを行う。

(教育と措置)

- **第9条** 情報基盤センターは、利用者の情報セキュリティ意識向上のための適切な教育を 策定し、それを実施する。
- 2 情報基盤センターは、情報セキュリティの維持を脅かす事象が発生した場合、利用制限、利用停止、切り離し、改善勧告、再教育等の措置を当該利用者若しくは部署、組織に対して施すものとする。

(情報システム運用の外部委託管理)

第10条 本法人情報システムの運用業務の全て、又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

第5章 監査、点検及び情報セキュリティに関わる規約類の改善等

(監査、点検及び情報セキュリティポリシーの改善等)

第11条 情報基盤センターは、別に定める対策実施手順に基づく情報セキュリティポリシーの実施状況を監査・点検し、改善若しくは策定について検討するものとする。

(報告義務)

- **第12条** 利用者は情報セキュリティインシデントの疑いがある場合、速やかに情報基盤センターに報告しなければならない。
- 2 情報基盤センターは、情報セキュリティインシデントの疑いについて、利用者及び第 三者からの報告、指摘がなされた場合、速やかに最高情報セキュリティ責任者に報告し なければならない。

第6章 その他

(施行細則)

第13条 本規程に定めるものの他、情報セキュリティの管理運用に関する必要な事項は別に定める。

(事務)

第14条 本規程に関る事務は、情報基盤センターが行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。